

見附市高齢者障害者向け住宅整備補助事業

この事業は、高齢者や障害を持つ皆様の住宅での住宅支援を目的としています。
住宅をその方々の身体状況に適したものに改造される場合に、経費の一部を補助します。
住み慣れた住宅で安心して暮らせるために、そして介護負担を少しでも軽くするために、下記の概要をよくお読みになり申請してください。

＜対象者＞

この事業の対象者は、市内に住居し、次のいずれかに該当する方です。

ただし、世帯全員の前年収入額(4～6月に申請の方については前々年収入額)の合計が、600万円以上の場合には対象となりません。

- ① おおむね 65 歳以上で、介護保険において要支援、要介護と認定された方。
- ② 身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている方で一定の要件に該当する場合。
- ③ 療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に A と表記されている方。
- ④ その他で①～③に準ずるものとして市長が特に認めた方。

＜対象経費＞

対象となる経費は、対象者が居住する持ち家住宅で、次の改造等の工事に要する経費です。
増改築を含み、全面的な建て替えは対象になりません。

- ① 玄関、居室または廊下等の改造(段差の解消、手すりの設置)
- ② 浴室、トイレの改造(段差の解消、手すりの設置、和式トイレから洋式トイレへの変更)
- ③ 段差解消機、段差昇降機またはホームエレベーターの設置。

＜補助金の額等＞

補助金の額は、補助基準額×補助金率で決定します。

補助基準額は下記のとおりですが、補助基準額に満たない場合は対象経費×補助金率となります。

対 象 者	補助基準額	備 考
おおむね65歳以上で、介護保険で要支援、要介護と認定された方。	30万円	介護保険の住宅改修費の対象(手すりの取付け・床段差の解消・床材の変更・扉取替え・洋式便器への取替え)に該当する場合は、この他に介護保険で20万円上限(利用者負担1割)の給付を受けることができます。
身体障害者手帳 1 級、2 級の交付を受けている方で一定の要件に該当する場合。療育手帳の交付を受け、障害の程度欄に A と表記されている方。	50万円 ※ただし、備考に該当する方は30万円	重度身体障害者日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象に該当する場合は 30 万円が補助基準額となります。ただし、障害の程度(部位)と住宅改修の理由付けが矛盾するものは対象外です。

また、補助金率は下記のとおりです。

世帯区分	補助率
生活保護世帯	全額
所得税非課税世帯	4分の3
その他の世帯	半額

《申請者》

補助金の交付を申請することができるのは、対象者本人または対象者と同居している親族に限ります。

《申請手続き》

補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて申請してください。

- ① 改修工事の見積書(既製品を利用した場合は価格表示のあるカタログ等の写しを含みます)
- ② 工事図面(図面に対象者の日常生活上の動線を記入してください)
- ③ 工事着工前の写真
- ④ その他市長が必要と認める書類

《実績報告》

改造等の工事が完了した時は、速やかに実績報告書(第2号様式)に次の書類を添えて申請してください。

- ① 改修工事業者との契約書の写し(契約書が無い場合は健康福祉課にある様式をお使いください)
- ② 請求書および領収書の写し
- ③ 工事完了後の写真
- ④ その他市長が必要と認める書類

《補助金の交付制限》

この補助金の交付回数は、補助基準額が上限以内であったとしても、対象者が属する世帯に対して生涯で1回のみとなります。

《その他》

補助金交付審査のために必要と認められる場合には、対象者の身体状況、家屋状況等、必要な事項を調査させていただきますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせは・・・見附市健康福祉課 高齢福祉係へ

954-0052 見附市学校町2-13-30(見附市保健福祉センター内)

電話番号 0258-61-1350 FAX番号 0258-62-7052